

2026年10月29日

各 位

会 社 名 株式会社グローバルダイニング
代表者名 代表取締役社長 長谷川 耕造
(コード番号 7625 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 最高財務責任者 中澤 海輝
(TEL : 050-5444-9868)

(開示事項の経過) 当社連結子会社に対するPAGA訴訟の和解
および特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、2025年8月29日付「当社連結子会社（米国カリフォルニア州）に対するPAGA訴訟（従業員集団訴訟）に関するお知らせ」にて開示いたしました、当社連結子会社であるGlobal-Dining Inc. of California（以下「GDC」といいます。）に対するPAGA訴訟について、下記のとおり原告側との間で和解することとし、当該和解に伴い特別損失が発生いたしますことをお知らせいたします。

記

1. これまでの経緯

2024年3月22日付（送達日：2024年4月5日）にて、GDCの元従業員（原告）より労働法違反等があったとして訴訟が提起され、カリフォルニア州法のPAGA法（Private Attorneys General Act）が適用されました。本件に適用されたPAGA法は、労働者が州政府に代わって雇用主を提訴できる制度であり、給与計算期間が経過するにつれて訴訟リスクが増大することや、裁判へ移行した場合は和解時と比較して著しく高額な金銭的負担が発生し得るなど、企業側に極めて不利な構造を有する法システムであります。当社グループとしては、提訴内容に対するGDCの見解との相違はあるものの、訴訟の長期化に伴う法的費用等の増加を回避し、早期解決を図ることが最善であるとの判断から、調停人の和解提案に基づき協議を重ね、今般、原告との間で和解することとしたものです。

なお、本件和解は上記のとおりPAGA法特有の法的リスクや裁判長期化による経済的負担等を総合的に考慮した結果であり、当社及びGDCが原告側の主張や法的責任を認めたものではありません。

2. 和解の相手方（原告および対象者）

原告代表：米国カリフォルニア州在住のGDC元従業員 1名

対 象 者：対象期間にGDCに在籍していた従業員約1,140名

3. 和解の内容

GDCは原告側との間で和解に関する覚書を締結し、和解金647,000米ドルを支払うことといたしました。ただし、本件和解の合意条件に基づき締結される和解契約書、及び米国裁判所の正式な承認手続き等、和解条件が履行されることを前提として、当該和解金の全額を2026年12月29日までに第三者管理機関へ預託する予定です。かかる和解条件の履行および裁判所の最終承認、第三者管理機関による資金の分配を経て、本件訴訟の取下げが行われます。

(1) 和 解 金 額：647,000米ドル（101百万円 ※2026/9/30時点 1米ドル＝157.35円で試算）

※2025年8月29日付にてお知らせした126,625～759,990米ドルのレンジ内

(2) 覚書締結日：2026年10月28日

4. 今後の見通し

本件和解に伴い、2026年12月期第3四半期決算において、上記和解金101百万円を訴訟関連損失として特別損失に計上いたしますが、当該特別損失の計上につきましては2026年2月12日公表の通期連結業績予想に織り込み済みであり、業績予想の修正はありません。

以上